



今年度の国保料が決定

加入者全員で支え合う「国民健康保険制度」

国民健康保険（国保）は、加入者全員で保険料を出し合い、病気やけが、出産などに必要な医療費などの給付を行う制度です。

問い合わせ 国保課保険料係（市庁舎1階、☎65・4140）

国民健康保険料率が決定

令和4年度の国民健康保険料率と上限額が決定しました。（表1）
 保険料は、①医療保険分、②後期高齢者支援金分、③介護保険分（40歳以上65歳未満の人のみ）を合計した額です。

表1 令和4年度の国民健康保険料率と上限額

	令和3年度	令和4年度
① 医療保険分	①所得割 7.54%	7.41%
	②均等割 2万5620円	2万6010円
	③平等割 2万4850円	2万5800円
	上限額 63万円	65万円
② 後期高齢者支援金分	①所得割 2.63%	2.56%
	②均等割 8610円	8690円
	③平等割 8340円	8620円
	上限額 19万円	20万円
③ 介護保険分 (40歳以上65歳未満の人のみ)	①所得割 1.86%	1.74%
	②均等割 9420円	9600円
	③平等割 6520円	6910円
	上限額 17万円	17万円

表2 保険料が軽減される所得の基準額

軽減割合	国保加入者数 (旧国保被保険者含む)	国保加入者と世帯主の前年所得 (旧国保被保険者含む)
7割	何人でも	43万円以下
5割	1人	71万5000円以下
	2人	100万円以下
2割	1人増えるごとに28万5000円を加算した金額以下	
	1人	95万円以下
	2人	147万円以下
	1人増えるごとに52万円を加算した金額以下	

・上表は給与所得者等^{※2}の人数が1人の場合の基準です。世帯内の給与所得者等の人数で基準となる前年所得額は変わります。
 ※2 給与所得者等：給与等の収入が55万円を超える人や、公的年金の収入が65歳未満は60万円、65歳以上は125万円を超える人。
 ・4月2日以降に加入した場合は、世帯主が加入した日の加入者数を基準とします。

表3 特別徴収の対象となる世帯の条件

- ①世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
 - ②世帯主（納付義務者）が国保に加入している
 - ③国民健康保険料を口座振替で納付していない
 - ④世帯主が年額18万円以上の年金^{※3}を受給している
 - ⑤介護保険料と国民健康保険料の1期分の特別徴収額の合計が、1回分の年金受給額の2分の1を超えない
- ◎世帯主が今年度中に75歳になる世帯は特別徴収の対象外となります。
- ※3 特別徴収の対象となる年金は政令で定められています。複数の年金を受給している場合は、受給額の大小ではなく政令の定める順位により対象となる年金を決定します。年金の種類で一番順位が高いのは、「老齢基礎年金」です。

表4 普通徴収から特別徴収へ変更となる時期の目安

世帯主が65歳になる時期	特別徴収へ変更となる時期の目安
令和4年4月3日～令和4年10月2日	令和5年4月
令和4年10月3日～令和4年12月2日	令和5年6月
令和4年12月3日～令和5年2月2日	令和5年8月
令和5年2月3日～令和5年4月2日	令和5年10月

計算例 1

夫婦＋小学生2人の4人世帯
 夫：41歳、給与所得260万円（給与収入380万円）
 妻：38歳、給与所得0円（給与収入50万円）
 小学生2人：所得なし

- 軽減判定（表2参照）・・・軽減非該当
 夫の給与所得260万円＋妻の給与所得0円＝260万円
 4人世帯で軽減判定基準所得が260万円→軽減非該当
 - 所得割基礎額 217万円（1000円未満切捨て）
 夫：給与所得260万円－基礎控除43万円＝217万円
 妻：0円
- 〈1〉医療保険分 29万600円（100円未満切捨て）
 ①所得割 所得割基礎額217万円×7.41%＝16万797円
 ②均等割 2万6010円×4人＝10万4040円
 ③平等割 2万5800円
 医療保険分年額 ①＋②＋③＝29万637円
- 〈2〉後期高齢者支援金分 9万8900円（100円未満切捨て）
 ①所得割 所得割基礎額217万円×2.56%＝5万5552円
 ②均等割 8690円×4人＝3万4760円
 ③平等割 8620円
 後期高齢者支援金分年額 ①＋②＋③＝9万8932円
- 〈3〉介護保険分（夫のみ該当） 5万4200円（100円未満切捨て）
 ①所得割 所得割基礎額217万円×1.74%＝3万7758円
 ②均等割 9600円×1人＝9600円
 ③平等割 6910円
 介護保険分年額 ①＋②＋③＝5万4268円
- 国保料年額 〈1〉＋〈2〉＋〈3〉＝44万3700円

計算例 2

夫婦2人世帯
 夫：72歳、年金所得148万円（年金収入258万円）
 妻：70歳、年金所得0円（年金収入90万円）

- 軽減判定（表2参照）・・・2割軽減該当
 夫の年金所得148万円－15万円^{※4}＋妻の年金所得0円＝133万円
 2人世帯で軽減判定基準所得が133万円→2割軽減該当
 - 所得割基礎額 105万円（1000円未満切捨て）
 夫：年金所得148万円－基礎控除43万円＝105万円
 妻：0円
- 〈1〉医療保険分 14万円（100円未満切捨て）
 ①所得割 所得割基礎額105万円×7.41%＝7万7805円
 ②均等割 2万6010円×2人＝5万2020円
 ③平等割 2万5800円
 ④軽減額（2割軽減）(②＋③)×0.2＝1万5564円
 医療保険分年額 ①＋②＋③－④＝14万61円
- 〈2〉後期高齢者支援金分 4万7600円（100円未満切捨て）
 ①所得割 所得割基礎額105万円×2.56%＝2万6880円
 ②均等割 8690円×2人＝1万7380円
 ③平等割 8620円
 ④軽減額（2割軽減）(②＋③)×0.2＝5200円
 後期高齢者支援金分年額 ①＋②＋③－④＝4万7680円
- 国保料年額 〈1〉＋〈2〉＝18万7600円

保険料の減免などを受けられる場合がありますので、早めにご相談ください。

保険料の納め方は2通り

普通徴収
 口座振替や納付書により金融機関やコンビニ、スマートフォン決済アプリで納める方法です。
 1年分を6月から翌年3月までの10回に分けて納めます。年度途中に加入した場合は、届け出の翌月から納付開始となります。

特別徴収
 年金天引きで納める方法です。世帯内の国保加入者の年齢など、一定の条件すべてに当てはまる世帯のみが対象です。（表3）
 既に口座振替で納めている人は、特別徴収の対象外です。

普通徴収から特別徴収への変更
 世帯主が65歳になり、一定の条件に当てはまる場合は、普通徴収から特別徴収に自動的に変更となります。（表3・4）

国保の加入状況などで、開始時期が異なる場合があります。

特別徴収から普通徴収（口座振替）への変更
 申し出により特別徴収から口座振替に変更できます。希望者は「被保険者証」「通帳など口座番号が分かるもの」「口座の届け出印」を持参、または国保課に問い合わせください。特別徴収の中止には、2～4カ月程度かかります。